

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁

広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第四号。以下「改正規則」という。）による改正前の広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の広島県教育委員会組織規則による同表の下欄に掲げる機関の職員になるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
教育部指導第一課	教育部義務教育指導課
教育部指導第二課	教育部高校教育指導課
教育部指導第三課	教育部豊かな心育成課

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。